

# 「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」 及び「島根県木材利用率先計画」の変更の概要

令和 5 年 3 月 島根県農林水産部林業課

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）の改正等を踏まえ、「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」（平成 22 年）及び「島根県木材利用率先計画」（平成 22 年）の所要の改正を行う。

## 1. 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の改正について

- ・「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「木促法」という。）に改正（令和 3 年 10 月 1 日施行）され、対象を全ての建築物に拡大
- ・木促法改正に伴い、国が定める「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定）が制定

### ○木促法の主な改正点

- ①法律の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加
- ②基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大
- ③木材利用の促進に関する基本理念を新設
- ④林業・木材産業の事業者に対して建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定
- ⑤木材利用促進の日（10 月 8 日）と木材利用促進月間（10 月）の法定化
- ⑥木材利用促進本部の新設
- ⑦「建築物木材利用促進協定」制度の新設

## 2. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「基準法」という。）の改正について

- ・耐火構造等としなくてよい木造建築物の範囲が拡大され、令和元年 6 月 25 日から施行

## 3. 県基本方針及び率先計画の改正のポイント

- (1) 木促法及び国基本方針改正を踏まえ、県基本方針及び県率先計画の取組内容の追加や書きぶりを改正（参考①③⑦）
- (2) 基準法改正を踏まえた積極的な取組として、公共建築物については、「高さ 16m 以下かつ 3 階建て以下」は原則、木造化を図る（従来「高さ 13m 以下かつ軒下 9m 以下」）

